

## 令和3年度第1回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

### 1. 日 時：

令和3年(2021年)7月26日(月) 午前10時00分から午前10時45分

### 2. 場 所：

箕面市役所本館2階 特別会議室

### 3. 出席者：

#### 1) 箕面市都市景観審議会委員 (7名)

会長 加我 宏之 氏                      委員 杉浦 有子 氏

委員 福田 知弘 氏                      委員 松出 末生 氏

委員 若本 和仁 氏

委員 宮本 雅子 氏                      委員 吉川 孝二 氏

臨時委員 藤崎 浩治氏

#### 2) その他

市関係者 (4名)

事務局 (2名)

傍聴者 (2名)

### 4. 審議等の内容：

事務局より、委員の過半数の出席（委員9名中7名の出席）を確認し、会議が成立していることを報告した。

#### 【案件1】景観重要建造物の指定について（諮問）

市より、景観重要建造物の指定について説明を行った後、審議を行った。

#### <【案件1】の質疑内容>

議長：本案件は、都市景観形成建築物として指定されていた滝道の橋本亭について、裏山の崖崩れにより都市景観形成建築物の解除をしたが、当時の外観や意匠を再現する形で再築工事が完了し、今般所有者より景観重要建造物の指定の提案があったものである。内容については、景観重要建造物関係の臨時委員であり、都市景観アドバイザーを兼任されている藤崎委員よりご意見を伺いたい。

委員：本案件については、都市景観形成建築物を解除する際にも、本審議会では審議

した。その際に、再築工事にあたっては、当時の意匠や形状を再現するよう注意して計画を進めるよう意見をしている。その後、再築計画を進める中では、まちなみづくり相談にも何度か出席いただき、当時の風景を再現できるよう議論をしてきた。特に北面については、大きな窓ガラスなどがとても特徴的で、一の橋からの眺めが非常に良いポイントとなっており、写真を見てもわかるとおり、当時の形状などをしっかりと調査され忠実に再現した計画であるといえる。

部材についても、前回の都市景観形成建築物の指定解除の際に、使える部材はできるだけ残すようにという意見もあったが、結霜ガラスや吊り灯籠など、橋本亭を特徴付ける建具類をしっかりと再利用することで、当時の面影を再現することが出来ている。

なお、橋本亭は滝道という箕面市において景観形成の重要な場所に位置しており、今後箕面市の景観施策を進めていく上で、景観重要建造物に指定すべきであると考えます。

会長：説明いただいた内容について、質問等はあるか。

委員：橋本亭は、以前、都市景観条例に基づく都市景観形成建築物に指定されており、今回は景観法に基づく景観重要建造物の指定の提案があったということだが、条例と法による指定の違いは何か。

市：まず1点目は、外観の修景工事に対する補助額の違いがある。都市景観形成建築物は市からの補助金のみを活用できるが、景観重要建造物に指定されると、市の補助に併せて国の補助も活用することができる。2点目は管理義務の違いである。景観法では、景観重要建造物の所有者は、建物の管理をしなければならない旨が定められており、これがなされていない場合は命令や勧告ができることとなっている。一方都市景観条例では、都市景観形成建築物の所有者は適正な管理を行うものとされているが、これに対する命令や勧告は定められておらずお願いのレベルとなっている。例えば、桜ヶ丘にある大正住宅博覧会跡地周辺には条例に基づく都市景観形成建築物が何軒かあるが、法に基づく景観重要建造物の指定となると管理などの規制が厳しくなることから、条例による指定のみとなっている。一方、箕面1丁目にある高橋家住宅（旧有馬邸迎賓館）は、個人所有の建物ではあるが、所有者の強い意志もあり法に基づく景観重要建造物に指定されている。法に基づく景観重要建造物に指定されれば、修景工事の際の補助額が大きくなるメリットはあるものの、管理義務が伴うこととなるため、所有者はその点も踏まえ、条例又は法による指定かを選択している。

委員：滝道には橋本亭や既に景観重要建造物である旧河鹿荘の他にも、景観形成に資するような建物があるかと思うが、現在市から積極的に景観重要建造物の指定を働きかけることはしているのか。

市：現在指定を働きかけているものはないが、滝道沿道にある旧写経場跡地に新築された建物については、まちなみづくり相談に何度か出席いただき、建物

意匠など滝道からの見え方を考えながら計画を進めていただくなど、景観担当として常に注意し、重要なエリアであるという認識はもっている。

委員：橋本亭は、裏山の落石により一度建物を解体し、安全対策工事を行った上で再築工事を進めたということだが、裏山がかなり急傾斜であることや建物敷地の北側が河川に張り出しているなど、大変な点もあったかと思う。その上で、工事にあたり景観的観点から配慮された部分はあるか。

市：安全対策工事にあたっては、通常よく使われるコンクリート擁壁などは避け、網状の補強工法を採用し、既存の植生を残す形で施工している。また、従前の建物は河川へかなり近づいた形で建っていたが、再築時は安全対策上、河川に建物を寄せて荷重をかけることは難しくなったものの、河川に向けてデッキをつくるなど、敷地全体ができるだけ河川に寄せた見えになるよう、従前の景色をなるべく踏襲する形で計画されている。

会長：橋本亭の位置する滝道というのは、景観の観点だけでなく、たくさんの来訪者が訪れる観光地としても重要な役割を担っていると思う。現在市として滝道の観光事業に関する取り組みがあれば伺えたらと思う。

市：現在新型コロナウイルスの影響により観光客数はかなり減少しているものの、観光事業については、新型コロナウイルスの終息を見据えて準備を進めている。滝道においては、観光バスを活用した観光振興の検討を進めており、箕面大滝の上にある大日橋園地と箕面駅前に観光バスの乗降場を整備し、滝上の駐車場でバスを降りて滝道を歩いて下ってきて、箕面駅前で再びバスに乗車するワンウェイの観光事業を観光バス業者に向けて提案している。

委員：藤崎委員からもあったように、橋本亭に関しては北面のガラスが特徴的であることから、ワンウェイで大滝から下ってきた際にはその面が1番に見えるということもあり、是非とも進めていただけたらと思う。

委員：「国立公園満喫プロジェクト」という環境省が行っているプロジェクトがあり、国立公園の資源を活かして魅力や認知度向上に向けた取り組みなどを進めている。今年度の方針には国立公園への視野の拡大がうたわれており、橋本亭をはじめとした景観資源を活かすことにもつながると思うので、情報提供させていただく。

市：了解した。今後役立てていけたらと思う。

会長：その他に意見はあるか。

【意見なし】

会長：意見がないようなので、本案件については諮問原案のとおり妥当として答申してよいか。

【異議なし】

会長：本案件について諮問原案のとおり妥当であると答申する。

以上